平成２５年（フ）第２２４号
金沢市鈴見台５丁目２番22号
債務者　加藤　一彰
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１８８号
山梨県笛吹市一宮町一ノ宮524番地１
債務者　渡邊　宗義
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１８９号
山梨県笛吹市一宮町一ノ宮524番地１
債務者　渡邊　加代
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２０６号
山梨県甲府市徳行４丁目６番18号　佐藤方、住民票上の住所山梨県甲府市上今井町602番地14
債務者　古屋　陽子
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１８０号
岐阜県羽島市竹鼻町狐穴1265番地５
債務者　奥田　通子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成25年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１８１号
岐阜県羽島市竹鼻町狐穴1265番地５
債務者　奥田　裕司
1　決定年月日時　平成25年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１９７号
岐阜県瑞穂市別府2053番地２
債務者　石原正人こと　曺　　喜栄
1　決定年月日時　平成25年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２０４号
岐阜市秋沢２丁目14番地
債務者　秋田　浩志
1　決定年月日時　平成25年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１１４８号
名古屋市昭和区車田町２丁目29番地　吹上ファイナンス201号、従前の住所名古屋市天白区島田黒石411番地
債務者　澤﨑　則男
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１６９号
名古屋市名東区山の手２丁目1101番地　コーポ山の手201号
債務者　櫻井　裕司
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５３号
三重県伊賀市依那具345番地の１　Ｃ２－２
債務者　梅本ふくゑ
1　決定年月日時　平成25年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第５４号
三重県伊賀市依那具345番地の１　Ｃ２－２
債務者　梅本　　功
1　決定年月日時　平成25年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第９２号
三重県四日市市桜台２丁目７番地21、前住所三重県四日市市新正２丁目10番７号
債務者　石川あい子
1　決定年月日時　平成25年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１４０号
大津市三大寺６番Ｃ―405号
債務者　染谷　夏海
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８３号
滋賀県東近江市栄町８番２号　沖田コーポ402
債務者　中嶋　君代
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第８５号
滋賀県東近江市小脇町1142番地１グリーンパーク東近江207
債務者　大藏　大志
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第６３２号
京都市伏見区向島四ツ谷池14番地１　５－８棟611号
債務者　井上香陽子
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６１号
鳥取県鳥取市富安２丁目92番地３
債務者　豊田美代子
1　決定年月日時　平成25年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
鳥取地方裁判所民事部